

住宅用火災警報器をつけましょう!!

【シリーズ1】

住宅用火災警報器Q&A

1. いつから義務になるの?
新築、改築する住宅：平成16年10月1日から、義務となっています。
すでにお住まいの住宅：平成22年4月1日から、義務となります。
2. 住宅用火災警報器って?
火災による煙や熱を感知し、火災の発生を音声や警報音で知らせてくれます。
3. どこに設置するの?
すべての部屋、台所、階段に設置します(浴室、トイレ、洗面所、納戸などは含まれません)
4. どこで購入すればいいの?
防災設備取り扱い店やホームセンターなどで購入できます。購入の目安として、NSマークがついているものを選びましょう。
5. 価格は?
価格は機種によって多少異なりますが、標準的なものは5千円から8千円程度です。
悪質な訪問販売に注意しましょう。
「消防署の方から来た。」などと偽りを言って、販売するケースが予想されます。消防職員が販売することはありません。また、業者による点検の必要はありません。
おかしいと思ったら、消防署へご連絡ください。
西東京消防署(☎421・0119)

第51回 交通安全フェスティバル

とき・ところ 9月10日
(日) 午前10時～正午・飛鳥
ドライビングカレッジひばりが丘 雨天決行

内容 自転車実技訓練および自転車点検、視聴覚学習、事故実験、乗馬体験、高校生の交通安全活動、クラスバンド、パトنگール演技など

問合せ 田無警察署(☎467・0110)、飛鳥ドライビングカレッジひばりが丘(☎421・8629)
交通計画課(☎☎内線2472)



みんなの
伝言版

「みんなの伝言版」(サークルの紹介)は、個人情報が含まれているため、削除してあります。